

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当該休日は、
日曜日がとる翌日）

目次

◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（人事課）

公布された規則のあらまし

- 1 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正（第一条関係）
 - (一) 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
 - (二) 権限の移譲に伴う規定の整備
- 2 表彰のうち軽易なものに係る事務、地方機関の長及び課長以上の者を除く職員に対する外国旅行の旅行命令に係る事務並びに職員以外の者に対する外国旅行の依頼のうち軽易なものに係る事務を部長共通専決事項とすることとした。
- 3 商工振興に関する事務を商工振興課に係る専決事項とすることとした。
- 4 牙科衛生士法等に基づく知事の権限に属する事務のうち歯科衛生士等の免許及び試験の実施に係るもの削除することとした。

- (二) 公有財産の用途変更及び廃止のうち軽易なものに係る事務を課長共通専決事項とすることとした。
- (三) 工事の執行に関する事務の課長専決額を七千万円以上一億円未満現行五千万円以上一億円未満とすることとした。
- (四) 市町村が施行する都市計画事業の承認等に関する事務を課長専決事項とすることとした。
- 2 組織改正に伴う規定の整備
 - (一) 広報文書課に属する事務及び旅券の発給等に関する事務等を総務課に係る専決事項とすることとした。
 - (二) 総務管財課に属する事務を管財課に係る専決事項とすることとした。
 - (三) 水道法に関する事務を環境保全課に係る専決事項とすることとした。
 - (四) 商工振興に関する事務を商工振興課に係る専決事項とすることとした。
 - (五) 牙科衛生士法等に基づく知事の権限に属する事務のうち歯科衛生士等の免許及び試験の実施に係るもの削除することとした。
 - (六) 産業廃棄物処分業者に対する産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務を部長専決事項とすることとした。
 - (七) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正（第二条関係）

1

権限の移譲に伴う規定の整備

(一) 民生委員の指揮監督及び指導訓練の実施等に関する事務のうち市の区域に係るもの並びに社会課、高齢者対策課及び児童家庭課関係の補助金及び負担金の市町村への交付の決定に係る事務を福祉事務所長の委任決裁事項とすることとした。

(二) 工事の執行に関する事務の地方機関の長の委任決裁額を七千万円未満(現行五千万円未満)とすること。ただし、随意契約の方法による場合は一千万円未満(現行五百万円未満)とすることとした。

(三) 耕地課所管に係る土地の境界の確定に関する事務、面積三百ヘクタール未満の土地改良区等に対する業務又は会計の状況の検査に関する事務及び地方農林振興局の管轄内に係る森林施業計画の認定等に関する事務を地方農林振興局长等の委任決裁事項とすることとした。

(四) 仲卸業務の許可、売買参加者の登録等に関する事務を水産物地方卸売市場長の委任決裁事項とすることとした。

(五) 河川法等に基づく知事の権限に属する事務のうち、一万立方メートルを超える土石等の採取の許可等に係るものと土木事務所長の委任決裁事項とすることとした。

2 法令改正に伴う規定の整備

(一) 老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づく知事の権限に属する事務のうち、市町村の援護の実施に関する市町村相

互間の連絡調整、援助等及び各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握を福祉事務所長の委任決裁事項とし、更生医療の給付、費用の支給決定に係るもの等を削除することとした。

(二) 一般廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務等を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

(三) 獣医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち診療施設整備計画の認定及び診療施設開設者等の指導監督等に係るものと部長専決事項、課長専決事項及び家畜保健衛生所長の委任決裁事項とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 平成五年四月一日から施行することとした。

ただし、二の2の(三)の一部は、平成五年五月一日から施行することとした。

2 平成五年四月一日前に起工の決定をされた工事に係る事務の決裁については、なお従前の例によることとした。

規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十
七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「表彰又は国が行なう表彰若しくは」を「国が行う
表彰又は」に改め、同表第十三号の二を次のように改める。

十三の二 本庁の課長若しくはこれに相当する職以上の職の職員又は
地方機関(鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十
三号)第二条第四項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長に対
する外国旅行の旅行命令及びその復命の受理

別表第一第十八号の二を削り、同表第十九号中(+)を(+)とし、(+)を(+)と
し、(+)を(+)とし、(+)から(+)までを二ずつ繰り下げ、同号に(+)及び(+)とし

て次のように加える。

- (+) 知事が行う表彰

別表第二部長共通専決事項の欄中第三十五号を第三十八号とし、第三
十四号を第三十七号とし、第三十三号を第三十六号とし、同欄第三十二
号中「用途変更又は重要な原形の変更若しくは用途廃止」を「重要な用
途の変更、原形の変更又は用途の廃止」に改め、同欄中同号を第三十五
号とし、第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第
二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一
号とし、同欄第二十六号中「借受け」の下に「(軽易なものを除く。)」
を加え、同欄中同号を第三十号とし、第二十三号から第二十五号までを
四号ずつ繰り下げ、第二十二号を削り、第二十一号を第二十六号とし、
第九号から第二十号までを五号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第七号を
第十三号とし、第四号から第六号までを六号ずつ繰り下げ、第三号の二
を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 職員以外の者に対する外国旅行の依頼

別表第二部長共通専決事項の欄中第三号を第七号とし、第二号の三を
第六号とし、第二号の二中「(鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月
鳥取県規則第十三号)第二条第四項に規定する機関をいう。以下同じ。)」
を削り、「三日」を「五日」に改め、同欄中同号を第五号とし、第二号
を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 職員に対する外国旅行の命令及びその復命の受理

別表第二部長専決事項の欄第二号の前に次の一号を加える。

一 知事が行う表彰

別表第二課長共通専決事項の欄中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、同欄第三十三号中「原形の変更」を「用途の変更、原形の変更又は用途の廃止」に改め、同欄中同号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三

十号の次に次の一号を加える。

三十一 一件の予定賃貸料の額が百万円未満の普通財産の軽易な貸付け又は財産の軽易な借受け

別表第三総務管財課の項を次のように改める。

総務課

一 訓令の制定又は改廃

二 重要な告示、公告その他の公文書の公表

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第五条第一項第一号の規定による私立学校の設置、廃止

及び設置者の変更並びに収容定員及び私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可

(二) 第二十六条第二項の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定

(三) 第三十二条第一項の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定

(四) 第四十九条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条又は第五十七条の規定による学校法

一 軽易な告示、公告その他の公文書の公表

二 鳥取県公報発行規則（平成五年三月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第二条第五号の規定による特に必要な事項の認定

(二) 第三条第四項の規定による特に必要な事項の認定

(三) 第五条第十四号の規定による必要な箇所の認定

(四) 第六条第二項の規定による申込みの受諾

三 私立学校法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第六条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求

(二) 第十一条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求

人の仮理事又は特別代理人の選任

(四) 第六十一条の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の停止命令

四 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十四条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令

六 産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第五条第二項の規定による私立の中学校又は高等学校に係る補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出

七 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第三条第一項の規定による補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出

八 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七十九条第一項の規定による宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止命令

(二) 第八十一条第一項の規定による宗教法人の認証の取消しの解散命令の請求

(三) 第十七条の規定による私立学校審議会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項の承認

四 学校教育法第十条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項の規定による人物等に関する証明書の発行

(二) 第十四条の規定による授与権者への通知

六 宗教法人法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第二十八条第一項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定

(二) 第二十八条第一項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定

七 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。）別表第二中部県税事務所長の項第一号の規定により中部県税事務所長に委任された事務及び同表西部県税事務所長の項第一号の規定により西部県税事務所長に委任された事務を除く。）

(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(二) 第七条第一項及び第二項（第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付

- (三) 第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出
- 四 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出
- (五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出
- (六) 第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
- (七) 第十七条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- (八) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付
- 八 旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務
- 九 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく知事の権限に属する事務
- 十 外国人登録法施行規則（昭和三十一年法務省令第三十五号）に基づく知事の権限に属する事務
- 十一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に基づく知事の権限に属する事務
- 十二 防衛庁設置法第四十四条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令（昭和三十七年政令第四百十三号）の規定により知事の権限に属するものとされた駐留軍等労務者に対する証明書の発行

別表第三広報文書課の項を次のように改める。

管財課

- 一 鳥取県庁内取締に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。）
 - (一) 第三条第一項第二号から第五号までの規定による寄附の勧誘等の許可
 - (二) 第六条の規定による必要な処置の命令
- 二 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第二十七号）第四条の規定による公有財産の取得、管理及び処分に係る事務手続の総括及び調整
- 三 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更
- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第七十条の規定による電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は工事計画の変更についての通商産業大臣への認可の申請又は届出
 - (二) 第七十一条第一項の規定による前号以外の電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての通商産業大臣への届出
- 五 鳥取県宿舎管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十四号）第十二条第一項の規定による公舎に係る貸付料の決定

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。）」を「地方機関等決裁規則」に改める。

別表第三地方課の項中「地方課」を「市町村振興課」に改め、

方機関等決裁規則別表第二福祉事務所長の項第十六号(五)の規定により福祉事務所長に委任された事務を除く。)

同項課長専決事項の欄第四号中「地方課」を「市町村振興課」に改め、同表文化国際課の項を削り、同表交通・土地対策課の項中「交通・土

とし、以下一ずつ繰り上げ、同欄中第九号を削り、第十号を第九号とする。

地対策課 「」を「地域振興課」に改める。

別表第三社会課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「第十三条第八項」を「第十三条第九項」に改め、同欄第七号中「(通商観光課の分掌事務に係るもの)を除く。次号並びに課長専決事項の欄第四十七号及び第四十八号において同じ。」を削り、同項課長専決事項の欄第三号中(四)を削り、同号(五)中「及び市の区域に置かれた民生委員の指導訓練の実施」を削り、同号(六)を四とし、(六)を(五)とし、同欄第五号中(五)を削り、(六)を(五)とし、以下一ずつ繰り上げ、同欄第四十六号を次のように改める。

四十六 削除

別表第三社会課の項課長専決事項の欄第五十六号中(四)を削り、(五)を(四)とし、以下一ずつ繰り上げる。

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、同号(一)中「第三十五条第四項及び第七項」を「第三十五条第七項」に改め、「設置の認可及び」を削り、同号中(二)を(三)とし、(二)の次に次のように加える。

(二) 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可(地

別表第三保険課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。
十一年金積立金還元融資申請書の受理及び審査(保険課の分掌事務に係るものに限る。)

十一 年金積立金還元融資事業に係る諸報告(年金積立金還元融資事業の完了の報告を除く。)(保険金の分掌事務に係るものに限る。)

十二 年金福祉事業団の借入申込みに関する厚生大臣への報告(保険課の分掌事務に係るものに限る。)

別表第三保険課の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

十四 年金積立金還元融資事業の完了の報告(保険課の分掌事務に係るものに限る。)

十五 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第五十六条の規定により知事の権限に属するものとされた厚生年金保険法に基づく事務

別表第三国民年金課の項部長専決事項の欄第三号中「報告」の下に「(国民年金課の分掌事務に係るものに限る。)」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「年金積立金還元融資申請書の受理及び審査並びに」を削り、「諸報告」の下に「国民年金課の分掌事務に係るものに限り、」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の二号を加える。

二 年金積立金還元融資申請書の受理及び審査（国民年金課の分掌事務に係るものに限る。）

別表第三国民年金課の項課長専決事項の欄第二号中「報告」の下に「（国民年金課の分掌事務に係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 国民年金基金令（平成二年政令第三百四十号）第五十三条の規定により知事の権限に属するものとされた国民年金法に基づく事務

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄中第二十二号及び第二十三号を削り、二十四号を第二十二号とし、二十五号を第二十三号とし、同項課長専決事項の欄第三十三号を削る。

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第一号〔中「許可又は」の下に「療養型病床群の設置若しくは」を加え、同号〔中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同欄中第四号及び第四号の二を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十二条の三の規定による医業類似行為を業とする者の業務の停止又は禁止

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十

六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第五項の規定による看護婦等確保推進者の変更の届出の受理

(二) 第十二条第六項の規定による病院開設者に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与

(三) 第十四条第一項の規定による都道府県ナースセンターの指定

(四) 第十九条第一項又は第二項の規定による都道府県ナースセンターノーの指定の取消し

(五) 第十九条第四項の規定による都道府県ナースセンターに対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第一号〔中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号〔中〕を削り、同欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とし、第十三号から第十六号までを八号ずつ繰り上げ、第十七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第四項の規定による看護婦等確保推進者の氏名等の届出の受理又はその変更の届出の受理

(二) 第十四条第四項の規定による都道府県ナースセンターの名称等の変更の届出の受理

(三) 第十七条第一項又は第二項の規定による都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書又は事業報告書及び収支決算書の受理

(四) 第十八条の規定による都道府県ナースセンターに対する命令

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改め

る。

- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十
七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十一条第一項の規定による産業廃棄物処理計画の決定
- (二) 第十四条第一項又は第二項の規定による産業廃棄物（特別管理
産業廃棄物を除く。〔三〕から〔五〕までにおいて同じ。）の収集運搬業
の許可又は当該許可の更新の許可（保管行為を含まない収集運搬業
に係るものと解除する。）
- (三) 第十四条第四項及び第五項の規定による産業廃棄物の処分業の
許可又は当該許可の更新の許可
- (四) 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の収集若しくは運
搬又は処分の事業の範囲の変更の許可（保管行為を含まない収集
運搬業に係るものと解除する。）
- (五) 第十四条の三において準用する同法第七条の二第三項の規定に
よる産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届
出の受理（保管行為を含まない収集運搬業に係るものと解除する。）
- (六) 第十四条の三において準用する同法第七条の二第三項の規定に
よる産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の許可の
取消し若しくは事業の停止の命令又は弁明及び有利な証拠の提出
の機会の供与（保管行為を含まない収集運搬業に係るものと解除
する。）
- (七) 第十四条の四第一項又は第二項の規定による特別管理産業廃棄
物の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可
- (八) 第十四条の四第四項又は第五項の規定による特別管理産業廃棄

物の処分業の許可又は当該許可の更新の許可

- (九) 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若
しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可
- (一) 第十四条の五第三項において準用する同法第七条の二第三項の
規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事
業の廃止等の届出の受理
- (二) 第十四条の六第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運
搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令
- (三) 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物
の処分業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の設置
の許可
- (四) 第十五条第四項（第十五条の二第二項において準用する場合を
含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の検査
- (五) 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等
の変更の許可
- (六) 第十五条の二第三項において準用する同法第九条第三項又は第
四項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は産業廃
棄物最終処分場（産業廃棄物の処分業に係るものに限る。）の埋
立処分の終了の届出の受理
- (七) 第十五条の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の
許可の取消し又は改善等の命令
- (八) 第十五条の四において準用する同法第九条の五第三項の規定に
よる産業廃棄物処理施設の承継の届出の受理
- (九) 第十九条の四第一項の規定による措置の命令

- (四) 第十九条の五第一項又は第三項の規定による最終処分場の届出
台帳の調製又は閲覧の請求の受理
- (五) 第二十条の二の規定による廃棄物再生事業者の登録
- 別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第三号の次に次の一号を加える。
- 三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出の受理
- (二) 第十八条の規定による登録廃棄物再生事業者の休廃止の届出の受理
- (三) 第十九条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。
- 八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十二条の規定による専用水道の布設工事の設計の確認
- (二) 第三十六条第一項及び第二項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令及び水道技術管理者の変更の勧告
- (三) 第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令
- (四) 第三十七条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給付の停止の命令

- (五) 第四十一条の規定による災害その他非常の場合における水道施設内に取り入れた水の他の水道事業者等への供給の命令及び供給の対価の裁定
- 九 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第一項の規定による水道事業の経営の認可
- (二) 第十条第一項の規定による給水区域の拡張等の認可
- (三) 第十一条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道事業の休止又は廃止の許可
- 四 第十四条第三項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可
- (一) 第二十六条の規定による水道用水供給事業の認可
- (二) 第三十一条第一項の規定による給水対象等の変更の認可
- (三) 第三十五条の規定による水道事業又は水道用水供給事業の認可の取消し
- (四) 第三十六条第一項及び第二項の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の命令及び水道技術管理者の変更の勧告
- (五) 第三十七条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令
- (六) 第三十八条の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請をすべきことの命令又は供給条件の変更

(二) 第四十二条の規定による二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者の間ににおいて、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図るべき旨の勧告

(三) 第四十二条第一項又は第三項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の買収の認可又は買収の範囲等について水道事業者との協議が調わないとき等の裁定
別表第三環境保全課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十四条第七項の規別表第三自然保護課の項の次に次のように加える。

商工振興課	<p>中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 第四条第一項の規定による改善計画の認定 (二) 第五条第一項の規定による改善計画の変更の承認 (三) 第五条第二項の規定による承認改善計画の承認の取消し
-------	--

定による産業廃棄物収集運搬業者等の産業廃棄物の収集等に関する報告書の受理

別表第三環境保全課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。
四 水道法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定による新設等に係る配水施設以外の水道施設等を使用して給水を開始する旨の届出の受理
(二) 第十四条第一項の規定による料金を変更した旨の届出の受理

別表第三商工指導課の項中「商工指導課」を「中小企業課」に改め、同項部長専決事項の欄第十四号(一)中「商工指導課」を「中小企業課」に改め、同欄に次の三号を加える。
二十 中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二百八十六号)

第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた中小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
(一) 第四条第一項から第三項まで及び第六項の規定による高度化事業計画の認定

(二) 第十三条第一項の規定による高度化事業を実施する者からの実施状況の報告の徴収

二十一 中小小売商業振興法施行令第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による高度化事業計画の変更の認定

(二) 第九条第二項の規定による高度化事業計画の認定の取消し

二十二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

別表第三通商観光課の項を次のように改める。

観光物産課
一 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項の規定による旅行業の登録
- (二) 第十二条第二項の規定による旅行業の取扱いの料金の変更の命令
- (三) 第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可又は変更の認可
- (四) 第十二条の一第三項の規定による旅行業約款の変更の命令
- (五) 第十九条第一項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業の登録の取消し
- (六) 第二十三条の規定による聴聞の実施

もの

(一) 第五条第一項の規定による基本構想の承認

(二) 第六条第一項の規定による基本構想の変更の承認

別表第三中小企業課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十七 商工会議所法施行令(昭和二十八年政令第三百十五号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)第十二条第一項の規定による特定商工

業者に対する負担金の賦課の許可

旅行業法施行令の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出があつた事項の登録
- (二) 第七条第四項の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告
- (三) 第七条第五項の規定による旅行業の登録の取消し
- (四) 第二十条第一項又は第二項の規定による旅行業の登録のまつ消
- (五) 第二十六条第一項又は第二項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収又は旅行業者等の営業所等への立入検査

二 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第
四十九条第一項の規定による聽聞会の議長の指名三 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）に基づく知
事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第十三条の規定による通訳案内業の免許

(2) 第十四条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営
業の停止の命令

別表第三労政・能力開発課の項部長専決事項の欄第五号中「向上訓練その他の職業訓練で臨時で行うものの訓練課程及び」を「短期課程の普通職業訓練の」に改め、同項課長専決事項の欄第三号〔〕中「第十四条第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。

別表第三農林水産部共通の項部長専決事項の欄第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第四号〔〕中「五千万円」を「七千万円」に改め、同号〔〕及び〔〕中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同項課長専決事項の欄第一号から第三号までの規定中「五千万円」を「七千万円」に改め、同欄第四号及び第五号中「一千万円以上二千万円」を「二千万円以上三千万円」に改める。

別表第三農政課の項課長専決事項の欄中「五千万円」を「七千万円」に改める。

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第六号〔〕中「第四十一条の

二第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号〔〕中「第六十九条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同号〔〕を次のように改める。

(1) 第九十五条第三項の規定による承認の取消し

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十七 農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）に基
づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第二条第一項の規定による合併経営計画の認定

(2) 第六条第一項の規定による農業協同組合合併推進法人の指定

(3) 第九条第二項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令

(4) 第九条第三項の規定による指定の取消し

別表第三農地経済課の項課長専決事項の欄第九号〔〕を削り、〔〕を〔〕とし、〔〕から〔〕までを一ずつ繰り下げ、同号〔〕として次のように加え
る。

(1) 第十条第九項の規定による組合の指定

別表第三農地経済課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十三 農業協同組合合併助成法に基づく知事の権限に属する事務のう
ち次に掲げるもの

(1) 第八条第一項の規定による事業計画及び収支予算の認可

(2) 第九条第一項の規定による報告の徵收

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第

八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 獣医療法（平成四年法律第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち第十四条第一項の規定による診療施設整備計画の認定規則（平成四年農林水産省令第四十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第一項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定

(二) 第二十三条第二項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第三号(一)中「行なう」を「行う」に改め、同号(四)中「講習会」を「講習会等」に改め、同欄中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

(一) 獣医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの制限等の必要な措置を構すべき旨の命令

(二) 第七条第三項の規定による診療用機器等を使用する往診診療者等に対する必要な措置を構すべき旨の命令

(三) 第十八条第一項の規定による第六条又は第七条第三項に規定する命令を受ける者に対する聴聞の機会の供与

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「認定」の下に「(一) 地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中

「認定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十五号(九)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「取消し」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十五号(二)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「認定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十五号(二)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を加える。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第八号中(一)から四までを削り、(五)を(一)とし、(六)から九までを四ずつ繰り上げ、(二)を削り、(三)を(六)とし、同項課長専決事項の欄第二号並びに第四号(六)及び(七)中「五百万円」を「一千万円」に改め、同号(四)及び(五)中「一千万円」を「二千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第三漁港課の項部長専決事項の欄第五号中「第七号」を「第六号」に改め、同欄第六号中「第八号」を「第七号」に改め、同欄第七号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同欄第八号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項課長専決事項の欄第二号並びに第四号(六)及び(七)中「五百万円」を「一千万円」に改め、同号(四)及び(五)中「一千万円」を「二千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同欄第八号を次のように改める。

八 羽海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第四項の規定による海岸保全区域の指定に係る公示及び

その旨の主務大臣への報告

(二) 第五条第七項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の

指定の公示及びその旨の主務大臣への報告

(三) 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可

(四) 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における土石の採取

等の諸口

五 第十条第二項の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の

六

工作物の管理者との協議

(七) 第二十条第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の

管理者に対する報告等の要求又は立入検査

(八) 第二十二条第一項又は第二項の規定による海岸保全施設の改良

補修等の命令

管

別表第三漁港課の項課長専決事項の欄第九号中「第十号」を「第九号

に改め、同欄第十号中「第十一号」を「第十号」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第二号中「五百万円」を

一千万円]に改め 第四号[四中一五千万円]を一七千万円]に改め 同

同様第五号及乙第六

間取説北互添事項の核算一號

房及び第三房中「一千刀用以至二千刀用」を「三万田以上三万田

て改める。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第四号を次のように改める。

第十七条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画を決定しようとする旨の公告及び当

(三) 第五十九条第一項の規定による市町村が施行する都市計画事業
の認可

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号中(八)を〔八〕とし、〔二〕から〔四〕までを三つ繰り下げ、〔九〕を〔一〕とし、〔二〕の次に次の
ように加える。
〔八〕から〔四〕までを三つ繰り下げ、〔九〕を〔一〕とし、〔二〕として
付及び図書の縦覧」に改め、同号中〔一〕を〔三〕とし、同号に〔一〕及び〔二〕として
次のように加える。

の認可

(三) 第五十九条第一項の規定による市町村が施行する都市計画事業

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号中四を削り、五を四とし、六を五とし、七及び八を削り、九を六とし、一〇から二〇までを三ずつ繰り上げ、二二を削り、同号二二中「都市計画事業」の下に「(下水道課の分掌事務に係るものを除く。以下この号及び都市計画課の項課長専決事項の欄第一号において同じ。)」を加え、同号中二二を二二とし、二二から二九までを四ずつ繰り上げ、同号二二中「二二」を「二二」に改め、同号中二二を二二とし、同号二二中「二二」を「二二」に改め、同号二二中「二二」を「二二」とし、同項課長専決事項の欄第一号中二二を二二とし、同号二二中「二二」を「二二」に改め、同号中二二を二二とし、同号二二中「二二」を「二二」に改め、同号中二二を二二とし、同号二二中「二二」を「二二」に改め、同号二二中「二二」を「二二」の次に次の

四　国有財産使用及產物採取規則（大正十五年一月鳥取県令第二号）
第八条の規定による工作物その他の物件の国有への帰属
別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号中「五千万円」を「七千

該都市計画の案の縦覧のうち第十五条第一項第二号から第五号までに掲げる都市計画に係るもの

(二) 第十九条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の都市計画の決定についての承認

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第二号中(七)を(八)とし、(八)の次に次のように加える。

(八) 第百三条第四項の規定による換地処分があつた旨の公告
別表第三下水道課の項部長専決事項の欄第三号中「(四)から(三)まで」を「(三)から(二)まで」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「(二)から(一)まで」を「(一)から(二)まで」に改める。

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第六号中「第十号」を「第九号」

に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中

(五)を削り、(六)を(五)とし、以下一ずつ繰り上げ、第六号中(四)を削り、(五)を(四)とし、以下一ずつ繰り上げ、第八号中(一)から(三)までを削り、(四)を(一)とし、(五)を(二)とする。

別表第三港湾課の項課長専決事項の欄第四号中「(九)」を「(七)」に改める。

別表第三砂防利水課の項課長専決事項の欄第二号の二中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、以下一ずつ繰り上げる。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第四号四中「五千万円」を「七千万円」に改め、同号五及び六中「五百万円」を「三千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「一千万円」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第四号六中「五千万円」を

「七千万円」に改め、同号七及び八中「五百万円」を「一千万円」に改め、同号八及び九中「一千万円」を「二千万円」に、「六百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第三營繕課の項部長専決事項の欄第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「三日」を「五日」に改める。
別表第一公文書館長の項の次に次のように加える。

自治研	鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち通信教育研修に関する補助金に係るもの
修所長	二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち通信教育研修に関する補助金に係るもの

別表第二福祉事務所長の項第一号中「町村」を「市町村」に改め、同項第一号の二中「(市の区域に置かれた民生委員の指揮監督を除く。)」を削り、同号二中「(市の区域に置かれた民生委員の指導訓練の実施を除く。)」を削り、同項第三号を次のように改める。
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち第十条第一項第一号又は第二号の規定による市町村への援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整

若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握

別表第一福祉事務所長の項中第三号の次に次の二号を加える。

三の二 身体障害者福祉法第十八条第四項第三号の規定により県立身体障害者更生援護施設への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収

別表第一福祉事務所長の項第四号中〔〕を〔〕とし、〔〕を〔〕とし、同号に〔〕として次のように加える。

第十五条の二第一項の規定による精神薄弱者又はその保護者の相談に応じ、及び精神薄弱者の更生のために必要な援助を行うことの委託

別表第一福祉事務所長の項第四号の二を削り、同項第五号から第六号の二までを次のように改める。

五 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく知事の権

限に属する事務のうち第六条の三第一項第一号又は第二号の規定による介護の措置等の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの

実情の把握

六の二 老人福祉法第十一條第一項第一号及び第二号の規定により県立養護老人ホーム（母来寮を除く。）及び県立特別養護老人ホームへの入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収

別表第二福祉事務所長の項第七号(一)中「(鳥取市の区域内の災害に係

所長。以下この号の〔〕において同じ。」を削り、同項第十六号〔〕中「（町村の区域におかれた児童委員に係るものに限る。）」を削り、同項第十七号の二中「承認」の下に「（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）」を加え、同項第十八号、第十九号及び第二十号中「（鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長）」を削り、同項第二十二号中「鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則」を「鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則」に改め、「児童に対する補装具の交付又は修理に係るものとのうち、」を削り、同項に次の三号を加える。

二十三 災害遺児手当助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第五号）及び災害遺児手当助成条例施行規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第十五号）に基づく市町村への助成に係る知事の権限に属する事務二十四 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付の決定及び交付

二十五 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務のうち社会課、高齢者対策課及び児童家庭課関係の補助金及び負担金（別に定めるものに限る。）に係るもの

別表第二保健所長の項第六号〔〕中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号〔〕中「第二十九条」を「第二十四条第二項又は第二十九条」に改め、同項第十二号中「（昭和二十三年厚生省令第四十四号）」を「（平成二年厚生省令第十九号）」に改め、同号〔〕中「第二十四条の二」を「第二十三条」に改め、同号〔〕中「第二十四条の三」を「第二十四条」に改め、同号〔〕中「第二十六条の二」を「第二十七条」に、「第二十四条の二」を「第二十三条」に改め、同号〔〕中「第二十六条の二」を「第二十

二十七条」に、「第二十四条の三」を「第二十四条」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十三 削除

別表第二保健所長の項第六十四号〔〕から〔〕までを次のように改める。

(一) 第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可
(二) 第八条第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の検査

(三) 第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可

(四) 第九条第三項又は第四項（第九条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の廃止等の届出又は一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理

(五) 第九条の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し又は改善等の命令

(六) 第九条の三第一項又は第二項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理又は当該届出に係る計画の変更等の命令

(七) 第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の内容が相当である旨の認定

(八) 第九条の三第五項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令

別表第二保健所長の項第六十四号〔〕を〔〕とし、同号〔〕中「第十八条」を「第十八条第一項」に、「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物の処分業」に改め、同号〔〕中「第九条の五第三項の規定による一般廃棄物処理施設の承継の届

別表第二保健所長の項第六十四号〔〕を〔〕とし、同号〔〕中「第九条の五第三項の規定による一般廃棄物処理施設の承継の届

出の受理

(二) 第十二条第五項の規定による産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示

(二) 第十二条の二第六項の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示

(三) 第十二条の三第四項の規定による特別管理産業廃棄物管理票に関する報告書の受理

(四) 第十二条の四の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する勧告

(五) 第十四条第一項又は第二項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。(国から(四)までにおいて同じ。))の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可(保管行為を含まない収集運搬業に係るものに限る。)

(六) 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可(保管行為を含まない収集運搬業に係るものに限る。)

(七) 第十五条の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し又は改善等の命令

(八) 第十五条の四において準用する同法第九条の五第三項の規定による処分の終了の届出の受理

(九) 第十九条の三の規定による改善の命令
別表第二保健所長の項第六十四号の二(一)中「(産業廃棄物処理業に係るものをお除く。)」を削り、同号(二)中「設置若しくは変更又は有害廃棄物の処理に関する」を「又は特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の」に改め、同号に次のように加える。

(十) 第十四条第五項又は第六項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する報告書の受理
別表第二高等技術専門校長の項第一号中「第十六条第三項」を「第十

の処分業に係るものをお除く。以下この号において同じ。)の設置の許可

(十一) 第十五条第四項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査

(十二) 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可

(十三) 第十五条第四項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査

(十四) 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可

(十五) 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「(昭和三十二年四月鳥取県

規則第二十二号)」を削り、「造林課」を「森林保全課」に改め、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第二号中「広域営農団地農道整備事業及び太平地区における農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「畠地帯総合土地改良事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業」に、「久米ヶ原地区畠地かんがい事業、久米ヶ原地区ほ場整備事業、加勢蛇川地区ほ場整備事業、大栄地区畠地帯総合土地改良事業、加勢蛇川東地区畠地帯総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業」を「東伯地区かんがい排水事業及び倉吉地方農林振興局の管轄区域に係る畠地帯総合土地改良事業」に、「五千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「五千万円」を「七千万円」に、「五百万元」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第十五号中「(イ)を(甲)とし、(ロ)を(丙)とし、(九)を(丁)とし、(八)を(乙)とし、(三)の次に次のように加える。」

(二) 第十六条の規定による森林施業計画の認定の取消し(二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)

(三) 第十八条の二の規定による特定森林施業計画の認定(二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)

(八) 第十一条第五項の規定による森林施業計画の認定(二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)

(九) 第十二条の規定による森林施業計画の変更の適否の認定(二以

上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)

別表第二地方農林振興局長の項第三十二号(同)中「百ヘクタール」を「三百ヘクタール」に改め、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 耕地課所管に係る土地の境界の確定

別表第二家畜保健衛生所長の項第一号中「精液」の下に「、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵」を加え、同項第七号(二)中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号(二)中「第二十条第四項」を「第二十一条第四項」に、「証票」を「證明書」に改め、同号(三)を削り、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 獣医療法(平成四年法律第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は当該施設の所在地若しくは届出事項の変更の届出の受理

(二) 第八条第一項の規定による診療施設の開設者若しくは管理者に対する報告の命令又はその構造設備、業務状況等の立入検査の実施

(三) 第八条第二項の規定による往診診療者等又は診療用機器等の管理者に対する報告の命令又は検査のための物件の提出要求

九 獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定によるエツクス線装置を備えた診療施設の管理者からのその診療施設の名称等の届出の受理

(二) 第二十条の規定による診療施設の管理者からの事故による放射線障害の発生又は発生のおそれがある旨の報告の受理

別表第二水産物地方卸売市場長の項第三号中〔四〕を〔三〕とし、〔三〕の次に次のように加える。

属営業人又はせり人にに対する業務の停止等の命令又は許可若しくは登録の取消し

及び太平地区における農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業及び太田地区開発局長の項第一号中「広域管農田地農道整備事業」を「畑地帯総合土地改良事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業」に、「五千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改め、同項第二号中「五千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項に次の一号を加える。

六 耕地課所管に係る土地の境界の確定

別表第二中部農業開発事業所長の項第一号中「久米ヶ原地区畠地かんがい事業、久米ヶ原地区ほ場整備事業、加勢蛇川東地区畠地帯総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業」を「東伯地区かんがい排水事業及び倉吉地方農林振興局の管轄区域に係る畠地帯総合土地改良事業」に、「五千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改め、同項第二号中「五千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項に次の一号を加える。

六 耕地課所管に係る土地の境界の確定

別表第二水産物地方卸売市場長の項第三号中〔四〕を〔三〕とし、〔三〕を〔二〕とし、〔二〕を削り、〔二〕を〔三〕とし、〔三〕の次に次のように加える。

(三) 第五十五条第一項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは登録の提出の要求又は事務所等への立入検査の実施

別表第二水産物地方卸売市場長の項第三号中〔四〕を〔三〕とし、〔三〕から〔三〕までを五つ繰り下げ、〔二〕の次に次のように加える。

(四) 第十一条第二項の規定による仲卸業務許可証の再交付

(五) 第十六条第一項の規定による仲卸業務の許可の取消し

(六) 第十八条第一項の規定による売買参加者の登録

(七) 第二十三条第一項の規定による売買参加者の登録の取消し

別表第二土木事務所長の項第一号中「五千万円」を「七千万円」に改め、同項第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第三号及び第四号中「五千万円」を「七千万円」に改め、同項第五号中「五千万円」を「七千万円」に、「決定のうち工事費」を「決定のうち請負対象設計金額」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第十八号〔一〕中「並びに産物の採取の許可のうち一万立方メートル未満の土石砂れき、竹木及び雑草の採取の許可」を「及び産物の採取の許可」に改め、同号〔二〕中「の許可のうちこの号の〔一〕により許可したもの〔二〕を〔三〕とし、〔三〕を〔四〕とし、〔四〕の次に次のように加える。

(八) 第五十二条の規定による卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附

を削り、同号四中「のうち許可物件に係るものに変更の許可」を削り、同項第十九号〔〕に次のように加える。

ニ 道路の接続（県道に係るものに限る。）

別表第二土木事務所長の項第二十五号四中「のうち一万立方メートル未満の土石及び土石以外の産出物の採取の許可」を削り、同項第二十七号〔〕ロ及び〔〕ロ中「一万立方メートル未満の」を削り、同項第二十九号〔〕中「のうち一万立方メートル未満の土石の採取の許可」を削り、同項第三十号の〔〕中「のうち一万立方メートル未満の砂利の採取に係るもの認可」を削り、同号〔〕中「のうちこの号の〔〕により認可したものに係る変更の認可」を削り、同号〔〕中「のうちこの号の〔〕又は〔〕により認可したものに係る変更の命令」を削り、同項第三十号の七〔〕中「及び一万立方メートル以上の土石（砂れきを含む。）の採取」を削り、同号〔〕中「及び一万立方メートル」を削る。

別表第二土木事務所長の項第一号中「五千万円」を「七千万円」に改め、同項第二号中「五百万円」を「二千万円」に改め、同項第三号及び第四号中「五千万円」を「二千万円」に改め、同項第五号中「五千万円」を「一千万円」に改め、同項第六号中「一千万円」を「六百万円」を「六百万円」に改め、同項第七号中「二百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二鳥取港湾事務所長の項第一号中「五千万円」を「七千万円」に改め、同項第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第三号

及び第四号中「五千万円」を「七千万円」に改め、同項第五号中「五千万円」を「七千万円」に、「決定のうち工事費」を「決定のうち請負対象設計金額」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第十二号〔〕ロ及び〔〕ロ中「一万立方メートル未満の」を削り、同項第十四号〔〕中「のうち一万立方メートル未満の土石の採取の許可」を削る。

別表第五土木事務所長の項中「五千万円」を「七千万円」に改め、同表米子土木事務所長の項中「五千万円」を「七千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同表鳥取港湾事務所長の項中「五千万円」を「七千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条中鳥取県地方機関等事務決裁規則別表第二家畜保健衛生所長の項第七号の次に二号を加える改正規定（同項第九号に係るものに限る。）は、平成五年五月一日から施行する。
- 2 平成五年四月一日前に起工の決定をされた工事に係る事務の決裁については、この規則による改正後の鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。